



平成 24 年 2 月 2 日

会社名 ミネベア株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員
貝沼 由久
(コード番号 6479 東証第1部)
問合せ先 広報室長
桑野 康成
(TEL 03-5434-8637)

**株式会社日本政策投資銀行との共同投資等に係る業務・資本提携および第三者割当による
無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 2 月 2 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」といいます。）との間の共同投資等に係る業務・資本提携契約（以下、かかる契約に基づく提携を「本提携」といいます。）の締結および同社を割当予定先とするミネベア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権および社債を、それぞれ「本新株予約権」および「本社債」といいます。）の発行について決議しましたので、お知らせいたします。

I. DBJ との共同投資等に係る業務・資本提携について

1. 本提携の目的・骨子

当社の機械加工品事業などの収益性の高い事業での M&A 案件実施取り組みに際し、DBJ による共同投資等の形態による支援を行うこと、および別途開示しております新中期事業計画（以下「新中期事業計画」といいます。）実現を核とした成長戦略推進に向け、DBJ がノウハウ・情報等の提供等を通じた業務上の支援を行うことにより、両社の企業価値を向上させる。

- ①業務提携：（i）当社グループによる機械加工品事業などの収益性の高い事業での M&A 案件実施取り組みに際し、DBJ が当社に対し共同投資等の形態による支援

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

を行うこと、(ii)当社による新中期事業計画実現を核とした成長戦略推進に向けて DBJ がノウハウ・情報等の付加価値を提供すること、(iii)および当社グループの M&A 戦略において戦略上の対象企業/事業の評価・スキーム組成等に関する DBJ のノウハウを活用したアドバイスにより、当社グループの M&A 案件の遂行を支援すること。

②資本提携：本新株予約権付社債総額 77 億円の DBJ への割当

2. 本提携の理由

当社グループは得意とする超精密部品加工を核とし、「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するという基本方針の下、機械加工品事業などの収益性の高い事業を中心に積極的な活動を推進してまいりました。当社は、当社グループとして、今後、国内外を問わずグローバルな当社事業の収益性を成長・拡大させるために、M&A・アライアンス戦略の強化とその為の一定規模の戦略的投資資金の確保が必要であるとの認識に至りました。

一方、DBJ は、「企業の成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資」の取り組みを強化しています。この取り組みは、投資対象となる企業が展開する成長戦略の特定分野（提携・M&A 戦略、海外戦略、資本戦略等）に対して DBJ が資金面のみならず、人材、ノウハウ、情報ネットワーク等の面で多面的にサポートすることによって投資対象企業の中長期的な企業価値向上に貢献する投資スタイルをとっています。

そのような中、DBJ より DBJ のエクイティ投資を通じて当社グループの事業展開のサポートを目的とする、業務・資本提携の提案がありました。

かかる提案を受け、当社は当社を取り巻く市場動向と当社グループの戦略を踏まえ、DBJ との間で協議を行った結果、この度、上記 1. に記載のとおり、両社の企業価値を向上させることを目的として本提携を行うことと致しました。

3. 本提携の意義

上記 2. 本提携の理由に記載の当社グループの行う収益性の高い事業の成長・拡大において、本提携のうちの業務提携に基づき、DBJ との共同投資等、ならびに DBJ が有する M&A・アライアンス戦略に関する知見およびノウハウ・情報ネットワーク等のリソースを活用すること等によって、当社グループの事業の付加価値を高め、当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。

また、本提携のうちの資本提携によって、当社の M&A・アライアンス戦略の強化等に向けた成長資金の調達と、財務戦略の一環として当社の将来的な資本増強ニーズへの対応も可能になります。

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

4. 本提携の内容

(1) 業務提携の内容

DBJ からは、(i)当社機械加工品事業などの収益性の拡大のために行う M&A 案件取り組みに際しての共同投資等の形態による支援、(ii)当社による新中期事業計画実現を核とした成長戦略推進に向け DBJ がノウハウ・情報等の付加価値の提供、および(iii)M&A 戦略において戦略上の対象企業/事業の評価・スキーム組成等に関する DBJ のノウハウを活用したアドバイスを行うことによる当社の M&A 案件の遂行支援をしていただく予定です。

(2) 資本提携の内容

当社は、本日、DBJ とミネベア株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）引受契約を締結し、当社が発行する新株予約権付社債総額 77 億円の全額を DBJ へ割当てることとしました。詳細については後述の「Ⅱ. 転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行について」をご参照ください。

当社は、平成 24 年 2 月 2 日付で DBJ との間で締結した共同投資等に係る業務・資本提携契約（以下「本提携契約」といいます。）において、本新株予約権付社債および本新株予約権の行使により交付される当社普通株式（以下「本新株予約権付社債等」といいます。）の譲渡に関し、大要、以下のとおり合意しております。

DBJ は、本提携契約の有効期間中（原則として平成 29 年 2 月 20 日まで。以下同じです。）、①原則として当社の承諾なく第三者に対し本新株予約権付社債等を譲渡しないものの、②(i)払込期日からの経過年数に応じて一定割合を下回らない数（満期日以降においては全部）を譲渡する場合、(ii)当社株券等に対して行われた公開買付け（当社の賛同するものに限る。）に対し応募する場合、(iii)公開買付けや支配権変動事由による本新株予約権付社債の繰上償還事由に該当する場合、又は(iv)当社と DBJ との共同投資の際に本新株予約権付社債等の譲渡制限の解除に当社が同意した場合には、当社の承諾なく第三者に対し譲渡することが可能です。③但し、当社の株式等に係る大規模買付者等には、当社の取締役会が対抗措置の不実施を決議するまでの間、譲渡することができません。

また、DBJ が本提携契約の有効期間中に本新株予約権付社債等の譲渡（市場等での譲渡を除く。）を行う旨および主要な条件を当社に通知し、当社が当該条件について応諾する場合には、当社は自ら又は第三者をして本新株予約権付社債等を買取り又は買取らせることができ（先買権）、当社が応諾しない場合のみ DBJ は第三者に譲渡することができます（なお、DBJ が市場等で当社普通株式を売却する所定の場合には、当該通知はなされず、当社には先買権はありません。）

さらに DBJ は、本提携契約の有効期間中、市場売却する場合には、売却数量が株式売買取高を考慮した一定の水準を下回るものとなるよう努めるものとしております。

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

なお、DBJ が、当社へ事前に通知の上、その子会社に DBJ の契約上の義務を重疊的に引受けさせ、かつ、本新株予約権付社債の全部を譲渡する場合、当該譲渡に関しては、上記①②の譲渡制限や当社の先買権はありません。

なお、現時点において、当社が新たに相手方である DBJ の株式を取得する予定はございません。

(3) 本提携の相手先の概要

提携先である DBJ の概要につきましては、後述の「Ⅱ. 転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行について 7. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

5. 契約期間

平成 24 年 2 月 2 日（同月 20 日の払込期日に払込がなされ、本新株予約権付社債が発行されたことを本提携契約発効の停止条件とする。）から平成 29 年 2 月 20 日

但し、契約期間満了時点における契約当事者のいずれかが異議を申し出ない限り、1 年間の期間延長となり、その後も同様となります。

6. 日 程

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 当社取締役会決議 | 平成 24 年 2 月 2 日 |
| (2) 本提携契約の締結 | 平成 24 年 2 月 2 日 |
| (3) 本新株予約権付社債に係る引受契約の締結 | 平成 24 年 2 月 2 日 |
| (4) 本新株予約権付社債の払込 | 平成 24 年 2 月 20 日 |

7. 今後の見通し

当社は、今回策定した新中期事業計画の推進を通じて企業価値の向上を目指しておりますが、本提携に基づき DBJ による M&A に取り組むに際しての共同投資等の支援、提供されるノウハウ・情報ネットワーク等のリソースを当社が活用することで、当社による機械加工品事業などの収益性の増加等が図れるものと考えております。併せて、本提携により、企業価値が向上することによって本新株予約権付社債の転換がなされる場合には、将来における有利子負債の圧縮や財務体質の強化を期待することができます。

(参考) 当期連結業績予想（平成 24 年 2 月 2 日公表分）および前期連結実績（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成 24 年 3 月期)	255,000	9,500	7,000	5,000

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

前期連結実績 (平成 23 年 3 月期)	269,139	22,163	20,364	12,465
--------------------------	---------	--------	--------	--------

II. 転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行について

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成 24 年 2 月 20 日
(2) 新株予約権の総数	77 個
(3) 社債および新株予約権の 払込金額	各本社債の払込金額：金 77 億円（本社債の金額 100 円につき 金 100 円） 各本新株予約権の払込金額：無償
(4) 当該発行による 潜在株式数	株 20,157,000
(5) 資金調達の額	金 7,700,000,000 円
(6) 転換価額	本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額 (以下、「転換価額」という。)は、当初 382 円とする。なお、 転換価額の修正は行われぬ。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により全額を株式会社日本政策投資銀行に割当て る。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発 生を条件とする。

2. 募集の目的および理由

本新株予約権付社債の募集は、「I. DBJ との共同投資等に係る業務・資本提携について」に記載のとおり、今後の当社事業における M&A・アライアンス戦略の強化等に向けた戦略的資金の確保を目的として、当社と DBJ との間の本提携の一環として実施するものです。

3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差し引き手取り概算額）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取金額概算額
7,700,000,000 円	55,000,000 円	7,645,000,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

2. 発行諸費用の内訳は、本新株予約権付社債の価値算定費用、有価証券届出書作成費用、弁護士費用および登記費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額	支出予定時期
当社グループの事業に係る将来の M&A に要する投資資金	7,645,000,000 円	払込日より 1 年以内

(注) 1. 支出予定時期、内容等に大幅な変更が生じた場合には、新中期事業計画実現による企業価値向上のために要する設備投資の資金の一部に充当する予定であります。充当を予定している設備投資は、以下のとおりです。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額	資金調達 方法	着手および完了 予定年月	
			総額 (百万円)		着手	完了
Minebea (CAMBODIA) Co.,Ltd. (カンボジア プノンペン)	回転機器 (建物、構築物)	建物	2,500	増資資金 (*)	平成 24 年 5 月	平成 25 年 3 月
NMB-Minebea Thai Ltd. (タイ アユタヤ)	回転機器 (スピンドルモータ)	構築物 機械設備	4,789	自己資金 および 借入金	平成 24 年 5 月	平成 25 年 3 月
NMB-Minebea Thai Ltd. (タイ アユタヤ)	機械加工品 (ボールベアリング)	機械装置	8,580	自己資金 および 借入金	平成 24 年 5 月	平成 25 年 3 月

(*) Minebea (CAMBODIA) Co.,Ltd. による増資資金です。

2. 調達した資金の支出までの期間は、当社銀行口座において適切に管理いたします。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび、調達する資金を①当社の営む事業等の収益拡大を目的とした M&A・アライアンスの実施に要する資金、もしくは②新中期事業計画実現による企業価値向上のために要する設備投資の資金の一部に充当し、今後の成長基盤を確立することを通じて中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金用途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

5. 本新株予約権付社債の行使にあたっての自己株式の活用

当社は平成 21 年 3 月期に 10,000,000 株、平成 22 年 3 月期に 5,000,000 株、および平成 24 年 3 月期に 5,000,000 株の自己株式を取得したことにより、平成 23 年 9 月末時点で 20,245,985 株の自己株式を保有しております。本新株予約権付社債の当社株式への転換時には、保有自己株式を活用することを意図しております。当該自己株式を戦略的に活用し、新規の株式発行を抑制しつつ、将来的には本新株予約権付社債の転換による資本増強を通じて更なる成長投資余力の拡大を図ってまいります。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株予約権付社債の発行条件である、払込金額、転換価額、利率等につきましては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区）（以下、「プルータス」といいます。）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書（以下、「プルータス報告書」といいます。）を取得しております。プルータス報告書では、本新株予約権付社債について当社株式の株価変動性（ボラティリティ）、売買出来高、発行後の社債権者の保有方針等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。また、本新株予約権付社債の公正価値算出における要素の一つである売買出来高については、直近 5 年間の 1 日当たり平均売買出来高のヒストリカルデータが利用されております。この点、当社としては、本新株予約権付社債の発行時点において将来の売買出来高を客観的に算定するモデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することは不合理でないと判断しております。

転換価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断していることから、割当予定先と協議のうえ、本新株予約権付社債発行の取締役会決議日の直前取引日（平成 24 年 2 月 1 日）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値 336 円に 1.136 を乗じた価額 382 円（円未満の端数切り上げ）を転換価額とすることで、合意、決定いたしました。

当社は、平成 24 年 2 月 2 日開催の当社取締役会において、当社から独立した第三者評価機関であるプルータスによる評価結果も勘案し、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的、定性的に分析した上、(a)本新株予約権付社債に付された本新株予約権の理論的な公正価値と、(b)本新株予約権付社債に本新株予約権を付した結果として本社債に係る金利減免効果などによって本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値とは概ね見合っており、本新株予約権の払込金額を無償とすることが合理的であり、特に有利な条件による発行ではないものであると判断

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

いたしました。また、かかる議論を踏まえ、当社監査役4名（社外監査役3名を含む。）は、本新株予約権付社債の発行に関し、「会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない。」との意見を平成24年2月2日開催の当社取締役会における本新株予約権付社債の発行決議において述べております。

（2）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換により交付される株式数は20,157,000株（議決権数20,157個）であり、これは現在の当社の発行済株式総数399,167,695株の5.05%および直近での議決権総数378,268個の5.33%に相当します。しかし、本新株予約権付社債の発行により、将来に向けてのM&A・アライアンス推進の強化等に向けた成長に必要となる戦略的投資資金を確保することで、当社の企業価値向上を見込めることから、既存株主様には希薄化懸念以上の利益をもたらすものと考えていること、および本新株予約権付社債が当社株式に転換される場合には上記5.に記載のとおり基本的には平成23年9月末時点で20,245,985株保有している自己株式を活用する方針であって本新株予約権付社債の転換による新株式の発行数は限定的であることから、本新株予約権付社債発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

(1)	名 称	株式会社日本政策投資銀行
(2)	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋本 徹
(4)	事 業 内 容	金融保険業
(5)	資 本 金	1兆1,873億6,400万円（平成23年12月末）
(6)	設 立 年 月 日	平成20年10月1日
(7)	発行済株式数	43,623,880株（平成23年12月末）
(8)	決 算 期	3月31日
(9)	従 業 員 数	1,147名（平成23年9月末）
(10)	主 要 取 引 先	—
(11)	主 要 取 引 銀 行	—
(12)	大株主および持株比率	財務大臣 100%
(13)	当事会社間の関係	—
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）		
決算期	平成21年3月期 (6ヶ月決算)	平成22年3月期	平成23年3月期
連 結 純 資 産	2,086,456	2,327,538	2,409,995
連 結 総 資 産	14,028,056	15,595,740	14,845,213
1株当たり連結純資産(円)	51,921.75	52,829.56	55,118.08
連 結 経 常 収 益	151,206	347,921	345,189
連 結 経 常 利 益	△121,693	51,905	95,015
連 結 当 期 純 利 益	△128,342	39,893	101,583
1株当たり連結当期純利益(円)	△3,208.55	970.47	2,328.63
1株当たり配当金(円)	—	230.00	1,147.00

(*) なお、割当予定先が「内部統制基本方針」を制定し、当該割当予定先の役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための体制を整備していることを確認しております。また、株主は財務大臣であります。これらの理由により、当該割当予定先の役員、従業員および株主が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が事業の収益性を拡充させるには、M&A・アライアンス戦略等の強化と一定規模の戦略的投資資金の確保が課題であるとの認識に至っておりました。そのような中で、DBJより当社に対して、エクイティ投資を通じて、企業が抱える課題を解決し、長期的発展の支援をするという新たなスキーム（DBJ 又は DBJ が招聘する投資家との共同投資等、および DBJ によるノウハウ・情報等の付加価値の提供により両社の企業価値を高めること）についてご提案いただきました。このスキームが当社の必要と考えていた課題解決に合致したことに加えて、将来性のある企業に投融資を行うという DBJ の積極的な方針、

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

DBJ の中立性、高い信用力および投融資に係る実績等を総合的に勘案した結果、当社と DBJ との間で業務・資本提携を行い、これに基づき本新株予約権付社債の割当予定先として DBJ が最適であると判断し、選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式について、本提携の趣旨を踏まえ、安定的且つ継続的に保有する方針であることを確認しております。

また、DBJ との間では、前記「I. DBJ との共同投資等に係る業務・資本提携について 4. 本提携の内容 (2) 資本提携の内容」に記載のとおり、本新株予約権付社債および本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の譲渡に関して、一定の制限を付すことについて合意しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成 23 年 12 月 21 日付で関東財務局長宛に提出している半期報告書に記載の中間貸借対照表に現金預け金 134,353 百万円（平成 23 年 9 月 30 日現在）と記載されており、割当予定先が本新株予約権付社債の払込に要する資金を保有していることを確認しております。

8. 募集後の大株主および持株比率

募集前（平成 23 年 9 月 30 日現在）		募 集 後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.49%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.49%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.03%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.03%
住友信託銀行株式会社	3.85%	株式会社日本政策投資銀行	5.05%
株式会社啓愛社	3.76%	住友信託銀行株式会社	3.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4）	3.61%	株式会社啓愛社	3.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	3.54%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4）	3.61%
公益財団法人高橋産業経済研究財団	3.09%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	3.54%
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	2.52%	公益財団法人高橋産業経済研究財団	3.09%
株式会社三井住友銀行	2.51%	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	2.52%

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	2.08%	株式会社三井住友銀行	2.51%
-----------------------------	-------	------------	-------

- (注) 1. 平成 23 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 募集前の大株主については、当社（自己保有分 5.07%）は含めておりません。
3. 本新株予約権付社債の転換に際しては、当社が保有する自己株式 20,245,985 株（平成 23 年 9 月 30 日現在）の一部を充当する予定であるため、募集後の持株比率の算定に際して分母となる発行済株式総数には、本新株予約権付社債が当初転換価額において全て転換された場合に交付される株式の総数 20,157,000 株を加えず、株式会社日本政策投資銀行の保有分については当該交付がなされたものとして、持株比率算定しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権付社債の第三者割当発行による次期以降に与える影響については、「I. DBJ との共同投資等に係る業務・資本提携について 7. 今後の見通し」の欄をご参照ください。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条および株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 34 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 カ年の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 カ年の業績（連結）

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
連結売上高	256,163 百万円	228,446 百万円	269,139 百万円
連結営業利益	13,406 百万円	12,059 百万円	22,163 百万円
連結経常利益	11,555 百万円	10,203 百万円	20,364 百万円
連結当期純利益	2,441 百万円	6,662 百万円	12,465 百万円
1 株当たり連結当期純利益	6.18 円	17.20 円	32.61 円
1 株当たり配当金	7 円	7 円	7 円
1 株当たり連結純資産	271.93 円	279.87 円	282.03 円

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況
(平成24年2月2日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	399,167,695 株	100%
現時点の転換価額（行使価格） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価格） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価格） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3カ年の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期（*）
始 値	363 円	579 円	459 円
高 値	581 円	593 円	464 円
安 値	337 円	342 円	235 円
終 値	569 円	459 円	336 円

（*）平成24年3月期は平成24年2月1日現在

② 最近6ヶ月間の状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月（*）
始 値	319 円	255 円	283 円	346 円	327 円	340 円
高 値	321 円	305 円	340 円	355 円	353 円	342 円
安 値	253 円	235 円	265 円	302 円	311 円	335 円
終 値	263 円	285 円	338 円	322 円	340 円	336 円

（*）2月は平成24年2月1日現在

③ 発行決議日前日における株価

	平成23年2月1日
始 値	340 円
高 値	342 円
安 値	335 円
終 値	336 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はございません。

以 上

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

ミネベア株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）
発行要項

本要項は、ミネベア株式会社が平成24年2月2日に開催した取締役会の決議に基づいて平成24年2月20日に発行するミネベア株式会社無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債の名称

ミネベア株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

2. 社債の総額

金77億円

3. 各社債の金額

金1億円の1種

4. 払込金額

本社債の金額100円につき金100円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率0.6%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

平成24年2月20日

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

平成24年2月20日。但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）に全額を割り当てる

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成29年2月20日（償還期限）にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(2) 繰上償還

(イ) 発行会社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払いとともに繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って計算される。

償還日	参照パリティ						
	80	90	100	110	120	130	140
平成24年2月20日	100	100	106	116	122	130	140
平成25年2月20日	102	104	108	117	123	129	140
平成26年2月20日	102	104	108	117	123	129	140
平成27年2月20日	101	103	106	116	121	128	140
平成28年2月20日	100	102	104	113	119	126	140

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

平成29年2月20日	100	100	100	110	120	130	140
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- (i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

- (ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）のない日は除く。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第14項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第14項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。

- (i) 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする。
- (ii) 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- (iii) 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）、その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払いとともに繰上償還するものとする。

本号(イ)①及び(イ)②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ)②に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)②の手続が適用される。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

① 支配権変動事由による繰上償還

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払いとともに繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50% 超となった場合

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 償還金支払の取扱いは、財務代理人によって行われる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成 24 年 8 月 20 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 2 月 20 日及び 8 月 20 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

日を含む。)までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。
(5) 利息支払の取扱いは、財務代理人によって行われる。

13. 買入消却

当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計77個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

(ハ) 転換価額

① 当初転換価額

転換価額は、当初、382円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑧に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)⑥(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものとして本(iii)を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

ただし、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された普通株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

④ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)⑤に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当額}}{\text{時価}}$$

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

「1株当たり特別配当額」とは、特別配当額を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当額の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑤ (i) 「特別配当額」とは、いずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合は当該現物の簿価を配当額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各本社債の金額（金1億円）を当初転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に15を乗じた金額とする。）を超える場合（以下「特別配当」という。）における当該超過額をいう。
- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。
- ⑥ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、（時価下発行による転換価額調整の場合は）調整後の転換価額を適用する日（但し、本号(ハ)③(iv)の場合は基準日）、（特別配当による転換価額調整式の場合は）当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③又は本号(ハ)⑦に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、時価下発行による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式の数を含まな

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

いものとする。

(iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

⑦ 本号(ハ)③及び(ハ)④の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑧ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑦により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成 24 年 3 月 2 日から平成 29 年 2 月 12 日（第 11 項第 (2) 号(イ)①及び②並びに同(ロ)①に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

(イ) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第 124 条第 1 項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）

(ロ) 振替機関が必要であると認めた日

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

(ハ)組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ書面で本新株予約権付社債権者に通知する。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(10) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

(11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(13) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、第11項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

項(5)に準ずる制限に服する。

(へ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 劣後特約

(イ) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は破産手続、会社更生手続若しくは民事再生手続に準ずる日本法によらない手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本要項に定められた元利金の各弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の停止条件が成就したときに発生する。

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、上位債権（(ロ)に定める上位債権をいう。以下同じ。）が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本要項に定められた元利金の各弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ同手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の停止条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、上位債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本要項に定められた元利金の各弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、上位債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 外国倒産手続の場合

本要項に定められた元利金の各弁済期限以前において、当社について、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続開始のいずれかに準ずる日本法によらない法的倒産手続が外国において本号(イ)①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続が本号(イ)①乃至③のいずれの手続に準じて行われるかに従い、それぞれ本号(イ)①乃至③の停止条件又はこれに準ずる条件が成就したときに、当該手続上発生するものとする。ただし、当該手続上、上記の停止条件又はこれに準ずる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、上記の停止条件に準ずる条件に係ることなく発生するものとする。

(ロ) 本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、このような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

本項において「上位債権」とは、当社に対し、本社債に基づく債権及び本号(イ)①乃至④と実質的に同一の条件又はこれに劣後する条件を付された債権を除くすべ

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

ての債権をいい、「上位債権者」とは、上位債権を有するすべての者をいう。

- (ハ) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本号(イ)①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が支払われた場合には、その支払は無効とし、本新株予約権付社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。
- (ニ) 本社債の元利金の支払請求権の効力が、本号(イ)①乃至④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失事由を定めない。本新株予約権付社債権者の社債権者は、会社法第 739 条に定める決議を行う権利を有しない。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 財務代理人

- (1) 本新株予約権付社債の財務代理人は、住友信託銀行株式会社とする。
- (2) 本社債の社債原簿管理人は、財務代理人がこれを行う。
- (3) 財務代理人は、本新株予約権付社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本新株予約権付社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。

20. 行使請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長執行役員に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上

この文書は、業務・資本提携および第三者割当てによる無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行に関して一般に公表するために作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為を目的として作成されたものではありません。